

< 論 説 >

新株予約権の本質と貸借対照表上の表示区分

—負債と資本の区分表示の必要性と問題点—

片 平 和 代
田 中 弘

目 次

序 説	問題の所在
第 1 章	新株予約権の意義と役割
第 1 節	新株予約権の意義
第 2 節	新株予約権の会計処理
第 3 節	新株予約権の表示
第 2 章	表示区分の必要性とその背景にある考え方
第 1 節	負債と資本の区分の重要性
第 2 節	表示区分に関するアプローチ
第 3 節	各アプローチの問題点
第 4 節	各アプローチの変遷
第 5 節	負債と資本の区分プロジェクトの混乱と行き詰まり
第 3 章	表示区分に関する国際比較
第 1 節	新株予約権の表示に関する国際比較
第 2 節	利益計算の重要性とわが国における純資産概念の導入経緯
第 3 節	新株予約権戻入益の会計処理の国際的な相違点
第 4 節	新株予約権の表示についての問題点
結 論	

序 説 問題の所在

近年、企業の多様な資金調達ニーズに応えるため、負債と資本の特徴をあわせもつ金融商品が発行されている。負債と資本の区分は、貸借対照表上の表示の問題ではあるが、国際的にもわが国においても注目を浴びている。しかし、様々な特徴をもつ金融商品のすべてについて、負債であるか資本であるかに分類する合理的な区分アプローチはいまだ見出せていない状況である。

ここで、あらためて負債と資本の区分の重要性について考えてみると、企業に対する請求権の優先劣後関係を明確に表示することで、株主と債権者の利害の調整を図ることがあげられる。しかし、それ以上に重要なことは、負債に区分するか資本に区分するかにより、利益計算に影響を及ぼすことである。

会計の主たる目的が「正しい利益の計算」である以上、正しい利益を計算し、当期の株主はその利益の分配に与る、当期の株主は、当期に稼いだ利益からの配当で満足しなければならない

し、債権者は当期に稼いだ利益からの配当を不当だと主張することはできない。正しい利益を計算し、その利益を、その利益だけを配当の財源とする方法であれば、結果的に株主も債権者も納得するであろう。

すなわち、「正しい利益の計算」を行うことこそが、結果として、株主と債権者の利害調整機能を果たすことになり、そのためにも負債と資本の区分が重要となるのである。

従来、わが国の資本（持分）会計は、企業の資本提供者の請求権を貸借対照表にどのように表示するか、つまり、貸借対照表の貸方部分は誰に帰属するものなのかという議論が中心となっていたといえる。

しかし、最近の国際会計基準などで取り入れられている資産負債アプローチのもとでは、資産と負債を定義するにあたり、資本（持分）は「資産から負債を控除した後の残余」とされるため、資本に対する請求権者である株主との関連は希薄となってきている。この結果、株主の視点からみて、資本（持分）のうち自分の請求権が不明確となり、不満の声があがってきたと考えられ、近年、米国の財務会計基準審議会（以下、「FASB」という）において、資本（持分）に積極的な意味を与えて、資本（持分）の範囲を狭くとらえるというアプローチが発表されたという経緯がある。

このような負債とも資本ともいえない金融商品のひとつに、新株予約権がある。わが国において新株予約権の貸借対照表上の表示は、国際的な会計基準とのコンバージェンスという名の下に、負債の仮勘定という表示から純資産の部の株主資本以外の各項目へと変更された。

現在、新株予約権は純資産の部の株主資本以外の項目として取り扱われ、負債でもなければ株主資本でもない純資産の部の中の独立の項目とされている。また、ストック・オプションや複合金融商品に付されている新株予約権部分（区分処理をしている場合）と、一般的な新株予約権を各々区別することなくすべて新株予約権という項目に収めている。

わが国の純資産の部の株主資本以外の項目に分類されるものには、新株予約権、評価・換算差額等、少数株主持分などがあるが、それらの性質は様々で、負債でも株主資本でもないという以外、共通点を見出せない。よって、事実上、表示上の中間項目と考えられ、仮勘定とみることができるため、かつて負債の仮勘定とされた新株引受権が、今度は資本の仮勘定として表示区分の変更がなされたと解釈することも可能であるとの見解もある。

本稿は、このように負債とも資本ともいえない新株予約権について、まず第1章において、新株予約権の意義とその役割を確認する。

次に、第2章において、負債と資本を区分することの重要性を確認したうえで、現在の負債と資本の区分に関する代表的な区分アプローチについて紹介する。

続く第3章において、わが国と米国および国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）の会計基準を比較することで、それらの底流にある考え方を整理する。

最後に、利益計算を重視するわが国の純資産概念と純資産概念を導入した経緯にふれながら、

それらと貸借対照表表示の関係について述べたうえで、貸借対照表の貸方区分について第三区分アプローチの可能性を検討していく。

第1章 新株予約権の意義と役割

第1節 新株予約権の意義

新株予約権とは、あらかじめ決められた価格で、決められた数の株式を購入することができる権利である（会社法2条21号）。たとえば、あらかじめ1株100円で購入することができる新株予約権を持っている場合、その株価が150円のときに、その権利を使って購入すれば、その株を売却することで50円（150－100円）の利益を得ることができる。このように、新株予約権を使うことで株式を時価よりも安く手に入れられるというメリットがある。

一方、株価が90円のときには、新株予約権を行使して100円で購入するよりも、株式市場で購入するほうが得なので、新株予約権を持っている者はその権利を放棄するであろう。その場合には、新株予約権を有償で付与した企業に利益（新株予約権戻入益）が生じることになる。

新株予約権は、平成13（2001）年の商法改正（2002年4月1日施行）において、新株予約権と新株予約権付社債に関する制度として導入された。この改正により、商法上異なる条文で規定されていた転換社債、新株引受権付社債およびストック・オプションについて整理・統合が進められた。この結果、新株予約権は、従来の転換社債権、新株引受権およびストック・オプションの総称となった。

この新株予約権が多く用いられる場面が、ストック・オプション制度である。平成17（2005）年、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下、「ストック・オプション基準」という）、および企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」が公表され、ストック・オプション制度が整備された。

ストック・オプション制度とは、会社が取締役や従業員に、報酬や給与の代わりとして、ストック・オプション（新株予約権）を付与するものである。ストック・オプション（新株予約権）を与えられた取締役や従業員は、会社の業績が上がり、自社の株式の価格が上昇すればするほど、あらかじめ決められていた購入価額との差額を利益として得ることができる。そのため、より多くの利益を得るために、株価を上昇させようと会社の業績を伸ばす努力することから、ストック・オプションはインセンティブ（やる気）効果のある報酬としての役割をもっている。

また、そのほかの役割には、新株予約権の単独発行による企業の資金調達や、新株予約権を付した社債や転換社債型新株予約権付社債などの負債による企業の資金調達を行ううえで、発行会社側の多様な資金調達に対応できることがある。

第2節 新株予約権の会計処理

(1) 発行者側の処理

新株予約権の発行者側の会計処理は、誰にどのような新株予約権を発行するのかによって会計処理が異なってくる。ここでは、①外部の投資家に新株予約権を単独で発行する場合、②外部の投資家に新株予約権を付した社債を発行する場合、③会社の取締役や従業員に対してストック・オプションを発行する場合、の3つの会計処理について説明する。

① 外部の投資家に新株予約権を単独で発行する場合

会社が外部の投資家に対して新株予約権を単独で発行する場合において、現金を対価とする新株予約権を発行するときは、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下、「適用指針17号」という)に従って会計処理を行う。

(発行時)

新株予約権の発行時には、その発行に伴って払込まれた金額を、純資産の部に「新株予約権」として計上する(適用指針17号, 4項)。

(現金) × × × (新株予約権) × × ×

(権利行使時)

次に、新株予約権が権利行使され、新株が発行されたときは、当該新株予約権の帳簿価額と新株予約権の行使価額(払込金額)を、「資本金」または「資本金および資本準備金」に振替える¹(適用指針17号, 5項)。

(現金) × × × (資本金) × × ×
(新株予約権) × × ×

(権利行使時に自己株式を用いるとき)

このとき新株の発行に代えて自己株式を用いた場合は、その金額に基づいて自己株式処分差額を求める(適用指針17号, 5項)。

(現金) × × × (自己株式) × × ×
(新株予約権) × × × (自己株式処分差額) × × ×

(権利行使されず、失効したとき)

また、新株予約権が行使されないまま期限切れとなり、失効したときは、当該新株予約権の帳簿価額を、失効が確定した会計期間の利益(原則として特別利益)に計上する(適用指針17号, 6項)。

(新株予約権) × × × (新株予約権戻入益) × × ×

② 外部の投資家に新株予約権を付した社債を発行する場合

会社が外部の投資家に対して新株予約権を付した社債を発行する場合において、その社債が転換社債型新株予約権付社債のとき、①社債の金額と新株予約権の金額を区分する区分法と、②社債の金額と新株予約権の金額を区分しない一括法、の2通りの会計処理がある。多くの場合において一括法が採用されることから、以下では一括法での仕訳例を紹介する。新株予約権付社債の会計処理について、金融商品会計基準第10号(36項, 38項)および適用指針17号に従って会計処理を行う。

(転換社債型新株予約権付社債の発行時・一括法)

(現金) × × × (社債) × × ×

(権利行使時)

次に、新株予約権が行使され、新株が発行されたときは、社債の額面金額を、資本金または資本金および資本準備金に振替える(適用指針17号, 19項)。

(社債) × × × (資本金) × × ×

③ 会社の取締役や従業員に対してストック・オプションを発行する場合

ストック・オプション基準では、ストック・オプションの発行を取締役や従業員に対する報酬や給与としているので、ストック・オプションの発行は「株式報酬費用」として費用処理し、対応する金額を純資産の部に新株予約権として計上する(ストック・オプション基準, 4項)。

具体例を用いると発行するストック・オプションの価値(公正評価額)が100、行使価額が0、ストック・オプション付与日の2年後から権利行使が可能であるとすると、株式報酬費用は、ストック・オプション付与日から権利行使開始時点までに費用処理することになり、ここでは、1年間に50ずつ費用処理することになる。

(ストック・オプション付与時)

仕訳なし

ストック・オプションの付与によって取得するサービスは、その取得に応じて費用計上し、対応する金額を純資産の部に新株予約権として計上する(ストック・オプション基準, 4項)

(1年目の決算日)

(株式報酬費用) 50 (新株予約権) 50

(2年目の決算日)

(株式報酬費用) 50 (新株予約権) 50

(権利行使時)

次に、新株予約権が行使され、新株が発行されたときは、当該新株予約権の帳簿価額と新株予約権の行使価額(払込金額)を、資本金または資本金および資本準備金に振替える(ストック・オプション基準, 8項)。

(現金) ××× (資本金) ×××
(新株予約権) ×××

(権利行使されず、失効したとき)

新株予約権が行使されないまま期限切れとなり、失効したときは、当該新株予約権の帳簿価額を、失効が確定した会計期間の利益に計上する(ストック・オプション基準, 9項)。

(新株予約権) ××× (新株予約権戻入益) ×××

(2) 新株予約権の取得者側の会計処理

(新株予約権取得時)

投資家が新株予約権を購入した場合には、その新株予約権は有価証券勘定で処理される(適用指針17号, 7項)。

(有価証券) ××× (現金) ×××

(権利行使時)

新株予約権を行使して、発行会社の株式を購入する場合には、新たな払込金額と新株予約権の価額をもって、有価証券の取得原価とする(適用指針17号, 8項)。

(有価証券) ××× (現金) ×××
(有価証券) ×××

第3節 新株予約権の表示

平成17(2005)年に企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(以下、「企業会計基準5号」という)を公表した。この基準により貸借対照表は、資産の部、負債の部および純資産の部に区分され(企業会計基準5号, 4項)、純資産の部は、株主資本と株主資本以外の各項目に区分されることとなった。そして、株主資本以外の各項目は、①個別貸借対照表の場合は、評価・換算差額等および新株予約権に区分され、②連結貸借対照表の場合は、評価・換算差額等、新株予約権および少

数株主持分に区分されている（同、7項）。

この基準が設定されるまでは、新株予約権発行時は負債の部に仮勘定として計上し、株式の発行が確定された段階で資本金、資本準備金への振替を行っていたが、この基準の設定により、新株予約権は資本の部の純資産の部の「その他の項目」に表示されることとなった²。

(1) 負債の仮勘定とされていた理由

新株予約権が負債の仮勘定とされた理由には、新株予約権は株式とその性質が異なることおよび旧商法の規定があげられる。従来、新株予約権は、あくまでも株式（新株および自己株式）を決められた行使条件のもとで購入できる権利を意味するものであり、それが行使されるか否かが明らかではなく、しかも「株式と同義ではない」（名越洋子、2003、34頁）と考えられてきたため、預かり金または仮受金としての性格を有するものとされていた。そのため、株式とは区別して、権利行使が行われる前は、払込資本に含めず、仮勘定として負債の部に表示されてきた。

また、資本取引を「資本金および資本剰余金に増減変化をもたらす取引」であると定義した場合に、旧商法において「新株予約権の対価は、商法第288条ノ2に規定する資本準備金に含まれないと解されるので、株式発行の対価性を有すると判断されるまで、わが国の制度上、資本準備金として計上することはでき」（野口晃弘、1999、20頁）ず、資本金および資本準備金の増減が伴わないため、新株予約権を発行しただけでは資本取引とはいええず、仮勘定として負債の部に表示されてきた。

(2) 純資産の部への変更理由

従来の考え方に対して、新株予約権は「純資産の部」に表示されることになる。負債の部から純資産の部に表示区分を変更した理由は、平成16（2004）年にASBJから公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下、「日本版概念フレームワーク」という）の「財務諸表の構成要素」において、その考え方が示されている。

① 負債の定義

日本版概念フレームワークでは、負債を「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」（第3章財務諸表の構成要素、5項）と定義され、新株予約権は、返済義務のある負債にあてはまらないことから、負債ではないとされた。つまり、日本版概念フレームワークでいう負債の定義に基づくと、新株予約権はその定義にあてはまらないことから、負債ではなく、資本であると考えられているのである。

② 資本および純資産の定義

次に、日本版概念フレームワークでは、資本を「報告主体の所有者である株主に帰属」するもの（同、6項）と定義し、資本とは別に純資産を「報告主体の所有者である株主に帰属する資本

と、その他の要素に分けられる」(同, 6項)と定義している。

③ 株主資本の定義

株主資本は、純資産のうち「報告主体の所有者である株主に帰属」(同, 6項)する部分に限定され、新株予約権は、権利行使の有無が確定するまでの間、株主資本になるかどうか、その性格がわからないことから、株主資本からは除外されている。このように、純資産が「資産と負債の差額」と定義されている以上、新株予約権は「純資産の部」の「株主資本以外の項目」に区分されている。

斎藤静樹教授は、「日本基準が、オプションを純資産のなかで株主持分から除いたのは、なによりも資本と利益の区分という、企業会計の基本原則との関係を重視しているから」(斎藤静樹, 2010, 300頁)であると指摘している。同教授は、権利行使期間が過ぎるのを待って、「行使された分を拠出資本に、行使されずに消滅した分を利益に振り替えるためには、それまでの間は暫定的に拠出資本でも利益でもない要素(したがって株主資本と区別された要素)にオプションを含めておくほかはない。拠出資本でも利益(留保利益)でも株主資本であることに変わりはないが、両者の区分が会計上の本質的な要請だとすれば、その区分が確定するまではいずれの要素にも含まれないという考え方である。」(斎藤静樹, 2010b, 301頁)と述べている。

つまり、わが国の会計基準は純利益を重視していることから、純資産の部を株主資本と株主資本以外の各項目にわけており、そのため新株予約権は評価・換算差額等や少数株主持分などと共に、株主資本以外の各項目に表示されるのである。

(3) 日本版概念フレームワークの問題点

上述のとおり、日本版概念フレームワークでの定義をもとに、負債ではないから資本、株主資本でないからその他の項目へという流れで負債と資本が区別されている。ここで、この日本版概念フレームワークの定義を大前提に負債と資本の区分を判断してもよいのかという疑問がでてくる。弥永真生教授は、「討議資料概念フレームワーク自体がデュー・プロセスを経て確定されたものではなく、単なる議論のたたき台にすぎないにもかかわらず、それを当然の前提としているようにみえるという点も問題であろう。」(弥永真生, 2005, 113頁)と日本版概念フレームワークの問題点を述べている。

また、日本版概念フレームワークと新株予約権について、野口晃弘教授は、日本版「概念フレームワークは所有者について具体的な定義を示しておらず、株主資本の範囲も、株主であるか否かという法的形式に依存せざるを得ない状態である。そのため、わが国における新株予約権の会計処理は、法的形式によって振り回されるのは、その宿命である」(野口晃弘, 2011, 79頁)と述べている。

このように、日本版概念フレームワークを当然の前提とするのではなく、その考え方を見直してみることが必要でないと思われる。

第2章 表示区分の必要性とその背景にある考え方

第1章で述べたとおり、新株予約権は、かつて負債の部の仮勘定から純資産の部の株主資本以外の項目へとその表示区分が変わった。つまり、貸借対照表の負債の部から資本の部（現在では、純資産の部）へと変わったことになる。そもそもなぜ貸借対照表の貸方項目は負債の部と資本の部（純資産の部）に区分されているのであろうか。本章では、表示区分の重要性とその背景にある考え方、そして表示区分の手法である各アプローチについてとりあげることにする。

第1節 負債と資本の区分の重要性

負債と資本の区分問題を検討するうえで、そもそもなぜ負債と資本を区分する必要があるのであろうか。負債と資本を区分表示するには2つの目的があるという。それは、一般に①請求権の優先劣後関係を表示するためと、②利益計算の基礎を固めるためである（川村義則，2004b，79頁）。

まず、①請求権の優先劣後関係の表示とは、債務性の有無から負債を優先区分とし、資本を劣後区分にわける方法である。負債と資本は、それぞれ貸借対照表上の借方の資産に対する請求権を表すものであるとされる。このうち負債は、会社が契約によって決められた金額の元本や利息を債権者に支払う義務を負うもので、債務性があるといえる。このため債権者は会社の資産に対して優先的な請求権を有しているといえる。これに対して、株主は債権者同様に会社に対しての出資者ではあるが、会社から配当などの不確定なキャッシュ・フローを受け取る請求権を有するに過ぎない。このように、債務性の有無によって請求権の優先劣後を表すために負債と資本の区分が必要であるとされている。

次に、②利益計算の基礎を固めるためとは、負債と資本の区別問題は、単なる表示にはとどまらず、利益計算に連動するものであることを指す。企業が発行したある金融商品（たとえば、社債など）が負債とされた場合には、その負債に関わる支払利息は、損益計算書上の営業外費用となり、負債を償還した場合の償還差額は、損益計算書上の特別損益となる。このように負債に区分されるとその金融商品は、損益計算書の留保利益の計算に組み込まれ、利益計算に連動するものとなる。

これに対して、ある金融商品が資本と区分された場合には、その金融商品は損益計算書の計算に組み込まれることはないので、利益計算に何の影響も与えない。このように、負債と資本の区分とは、利益計算に連動するか否かを区分することにつながるものであるといえる。

つまり、企業会計が利益計算を重視する限り、負債または資本のどちらに区分されるかによって、利益計算に反映するかないかという問題に行き着く。したがって、負債と資本の区分が必要となってくるのである（川村義則，2004a，142頁）。

第2節 表示区分に関するアプローチ

では、貸借対照表の貸方項目を負債か資本のどちらかに区分する方法には、どのようなものがあるのだろうか。以下では代表的なアプローチを紹介する。

(1) 負債確定アプローチ

負債確定アプローチとは、徳賀芳弘教授によれば、「まず、負債とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は、認識を否定するか資本として範疇分けするもの」(徳賀芳弘, 2003, 19頁)である。

負債確定アプローチでは、まず負債の定義付けを行い、資本を積極的に定義することはない。乱暴な言い方をすれば、負債となる項目を選び出した後に、残った多種雑多な項目を資本というゴミ箱に入れるようなものである。また、貸方項目について、負債の定義と照らし合わせて、負債または資本かどうかの区分を行うことから、収益・費用を資産・負債の変動から定義する資産負債アプローチと結びつけられる。

わが国では、平成17(2005)年に企業会計基準第5号が公表され、貸借対照表の貸方項目は、かつての資本の部から純資産の部へと変更された。日本版概念フレームワークの定義により、まず負債を先に決めた後に、残りの項目を純資産とする方法を採用している。この負債と資本の区分アプローチは、負債確定アプローチおよび資産負債アプローチの考え方が取り入れられていることがわかる。

(2) 資本確定アプローチ

資本確定アプローチとは、徳賀芳弘教授によれば、「まず、資本とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は認識を否定するか負債として範疇分けするもの」(徳賀芳弘, 2003, 19頁)である。

負債確定アプローチとは反対に、資本となる項目を選び出した後に、残った多種雑多な項目を負債というゴミ箱に入れるようなものである。

資本確定アプローチは、取引フローに基づいて利益を算定することになるから、収益・費用を資産・負債の変動から独立して定義する収益費用アプローチと結びつけられる。

(3) 第三区分を設けるアプローチ

第三区分を設けるアプローチとは、負債でも資本でもない中間項目の区分を設けるものである。そのなかで、本節では、次の2つのアプローチを紹介する。

① 混合アプローチ

混合アプローチは、「基本的には負債確定アプローチを採用しながら(それによって大部分の項目の区分は可能となる)、負債確定アプローチでは限られた項目の経済的実質を把握できない

ことから、それらの項目の区分に関してのみ資本確定アプローチを採用するというもの」(徳賀芳弘, 2003, 20 頁)である。現在の会計の考え方が収益費用アプローチと資産負債アプローチのハイブリッドな構造となっていることに鑑みると、基本的には負債確定アプローチを採用しながら、損益計算の視点から資本取引を明確化して部分的に資本確定アプローチをとるという、この混合アプローチを採用する余地がありうるかもしれない、との意見もある(徳賀芳弘, 2003, 19 頁)。

② 中間領域設定アプローチ

中間領域設定アプローチとは、負債と資本との間に中間領域を設定し、準負債や準資本などの、区分するのに曖昧な性質のものを中間領域に表示するものである(山田純平, 2012, 52 頁)。

かつて、米国では 1990 年に討議資料「負債証券と持分証券の識別および両者の性格を持つ金融商品の会計」が公表されるまでは、ある特定の期日までに一定の金額で強制的に償還される優先株式を中間区分に表示していた(山田純平, 2012, 52 頁参照)。

(4) 無区分アプローチ

無区分アプローチとは、負債と資本の区別が難しいのであるならば、いっそのことその区分をなくしてしまえばよいという考え方である。このアプローチでは負債と資本の区分は設けない。

この無区分アプローチの見解は、負債と資本(持分)という二分法に固執するのではなく、請求権の優先順に並べればよいとしている(山田純平, 2012, 52 頁参照)。

第 3 節 各アプローチの問題点

(1) 負債確定アプローチの問題点

負債確定アプローチは、最初に負債を定義することから資産負債アプローチと結びつけられる。そして、資産負債アプローチのもとでは、資本は資産と負債の差額として定義され、利益は資本取引以外の資本の変動と定義される。そこでは、資本や利益は資産や負債の定義から間接的に説明されるにすぎない。したがって、最近では、資本や利益が誰に帰属するものなのかについて、その帰属先があいまいとなり、どの観点から利益の計算システムが説明されるのか明らかではなくなっている(山田純平, 2012, 1 頁)。

そもそも、会社の資産や負債から定義をはじめて、持分や利益などの諸概念を導き出すだけでは不十分であり、株主の観点からそれらの諸概念を説明しなければならない(山田純平, 2012, 199 頁)。この点において負債確定アプローチは問題を抱えているといえる。

(2) 資本確定アプローチの問題点

資本確定アプローチの最大の問題は、資本の定義付けの難しさである。資本確定アプローチは、まず資本を定義付けして、資本を確定させた後に、資本に当てはまらないものを負債とす

る。そのため、このアプローチを成立させるためには、資本を資産や負債から独立して定義しなければならない。

そこで、資本の定義に必要となる利益は、収益から費用を引いた差額として算定され、それが留保利益として株主資本に振替えられる。よって、留保利益を含めた資本を資産・負債から独立して定義するには、収益および費用を、資産および負債とは独立した形で定義する必要がある。

しかし、その場合において、収益および費用の定義は収益稼得過程からのアウトプットや、収益稼得活動へのインプットなどの成果と努力などといったように曖昧なものにならざるを得ないという理論的な弱点をもっている。

そもそも、収益費用アプローチは財務諸表の構成要素についての定義の連鎖的体系を必要としない会計の利益計算体系であり、財務諸表に厳格な定義を与えることを想定していない。したがって、成立の前提条件としての収益および費用の定義付けに弱点をもつことが、資本確定アプローチが抱える問題となっている（池田幸典，2010，782頁参照）。

(3) 第三区分アプローチの問題点

第三区分アプローチの最大の問題点は、利益計算が複雑になることがあげられる。資本（持分）から得られた成果が利益だとするならば、第三区分はその資本と利益の関係を不明瞭にするものになってしまう。

また、第三区分を設けたとしても、負債と第三区分の間に線を引くか、あるいは第三区分と資本（持分）の間に線を引くか最終的には決定しなければならない（山田純平，2012，52頁参照）。

企業会計基準第5号の「結論の背景」，「貸借対照表区分」第20項には、以下のような記述があり、第三区分が抱える問題と国際的な動向から、第三区分を設けずに純資産の部を設けることになったとある。

第20項「このように、資本は報告主体の所有者に帰属するもの、負債は返済義務のあるものとそれぞれ明確にした上で貸借対照表の貸方項目を区分する場合、資本や負債に該当しない項目が生ずることがある。この場合には、独立した中間的な区分を設けることが考えられるが、中間区分自体の性格や中間区分と損益計算との関係などを巡る問題が指摘されている。また、国際的な会計基準においては、中間区分を解消する動きがみられる。」

(4) 無区分アプローチの問題点

無区分アプローチとは、負債と資本（持分）の区分を設けず請求権の優先度順に並べればよいとする方法である。ここでは、配当だけでなく支払利息や税金も利益の分配とし、すべての資本提供者に関連付けて利益が決定されることになる。ここで問題となるのは、利益をどのように測定するかという点である。利益を測定すること自体が不適當であるということになるのか、それ

とも純利益の概念や測定値が変わってくるのかということが、この無区分アプローチを採用した場合にはっきりとしない問題となってくる（山田純平，2012，53頁参照）。

第4節 各アプローチの変遷

(1) 資本確定アプローチから負債確定アプローチへ

わが国の企業会計原則は、貸借対照表の貸方を負債の部と純資産の部に区別することを要請しているが、どのアプローチによって負債と資本を区別するのかについては明らかに示されていない。

しかし、徳賀芳弘教授によれば、従来は「資本の維持・充実という視点から資本でないものを資本の部に記載することを拒否してきた」（徳賀芳弘，2005，178頁）ため、旧「商法の影響によって資本確定アプローチが採用され」（徳賀芳弘，2005，170頁）、負債と資本の中間項目は、基本的に負債の部に記載されてきたと述べている。

つまり、わが国に資産負債アプローチが入ってくる以前は、商法上の、資本維持の原則や資本充実の原則などから、貸借対照表に社債権者や株主などの請求権者をどのようにとり込むかが熱心に議論されていた。資本や利益、会社のあり方を説明する際に、企業の請求権者が何らかの関係をもって論じられてきたと考えられる。それに対して、現在では、会社の資産や負債から持分や利益を定義付けする資産負債アプローチによる説明が主流となってきたため、請求権者の存在は薄れてきているといえる（山田純平，2012，199頁参照）。

また、請求権者の存在が薄れてきている現状と、会計情報の説明力の意味合いが変わったこともある。これまでは、総資産から負債を差し引いた残りの部分を「資本の部」として表示してきた。負債を返済した後に株主の手元に残る株主資本という意味合いであった。しかし、最近では、貸借対照表の貸方に、「その他有価証券評価差額」とか「土地再評価差額」など、「株主資本と呼べない項目」が記載されるようになり、純資産から負債を差し引いた差額が、「資本」として説明できなくなったからである。そこでASBJも会社法も、「総資産（バランスシートの借方合計）から負債を差し引いた差額」を「純資産」と呼ぶことにしたのである。

ここでは「純資産とは何か」という問いを発しても、残念ながら、「総資産から負債を差し引いた差額」といった消極的な説明しかできない。これまでのように、より積極的に、「出資者である株主の取り分（持分）」として説明することができないのである。

第5節 負債と資本の区分プロジェクトの混乱と行き詰まり

(1) 国際的動向

現在、金融商品の負債と資本の区分に関するプロジェクトは、IASBとFASBとの間の、共同プロジェクトの1つである。

IASBとFASBの共同プロジェクトが進められる背景としては、企業の多様な資金調達へのニ-

ズに應えるため、負債と資本の特徴をあわせもつ様々な金融商品が開発、発行されるなかで、現行の負債と資本を区別する基準の適用が困難な場合が増加していることにある。また、金融商品の経済的実態を変えることなく、法的な形式を変更することで会計上の負債と資本の区分を操作する（以下、「ストラクチャリング」という）機会が増加していることも基準の適用を困難にする原因となっている。

(2) 予備的見解とそれに対する批判

2007年、FASBは予備的見解において基本的所有アプローチを公表した。基本的所有アプローチとは企業の資本を基本的所有商品に限定するアプローチである。これは負債と資本を区分するため、残余財産の分配に関して最も劣後する請求権のみを資本に分類し、基本的所有商品という金融商品の保有者を会計主体の所有者とみなす考え方である。

この基本的所有アプローチの公表当時は、負債の定義と独立して資本の定義付けを行うため、ストラクチャリングを防ぐものとして、負債確定アプローチよりも望ましい最適なアプローチであるとされた。斎藤静樹教授は、この基本的所有アプローチが問題の解決の糸口となりうる可能性について以下のように述べている。

「まず、資産と負債を確定させた後、その正味として機械的に資本を導く現行の資産・負債アプローチに対して、資本の確定を負債に先行させる考え方は、資産総額を負債と資本のいずれかに分ける単純な二分法の枠内で、従来の資本概念に含まれる欠陥を解決しようとするものといつてよい」（斎藤静樹，2010，303頁）。

しかしながら、同教授は、このアプローチの前提がこれまでとは異なることから、次のようにも述べている。

「ただし、そうした試みは、資産・負債アプローチがどこまで基準開発の基本原理であり続けるかを不透明にする可能性もある。負債の定義にもよるが、資産に一元化した概念の再構築が必要かもしれないし、資産も負債も資本から独立でないとすれば、むしろ資本ないし持分に一元化した体系にもどるかもしれない。」（斎藤静樹，2010，303頁）。

この基本的所有アプローチは、資本の範囲が狭く限定されるため、協同組合における出資金などは資本ではなく、負債に分類されることになり、資本に計上されなくなるという問題が生じた。さらに、残余財産の分配に関する劣後株式を発行した企業についても同様の問題が生じる可能性があった（野口晃弘，2010，73頁参照）。これらの問題を理由に、基本的所有アプローチは批判され、その結果、基本的所有アプローチは棄却されたものと考えられている。

(3) 予備的見解以後の議論

2007年の予備的見解が公表された以降においても、IASBとFASBは、負債と資本を区分するアプローチをいくつも検討している。2007年以降に検討されたアプローチ³や欧州財務報告諮問

グループが2008年に公表した討議資料「負債と資本の区分」における損失吸収アプローチなどがある。これらのアプローチは、資本を資産と負債の差額と定義するのではなく、資本について積極的に定義付けを行うものであった。

しかしながら、どのアプローチもなんらかの問題点を抱えており、概念フレームワークにおいて整合的な定義を導くことは困難であった。

その結果、IASBおよびFASBは2010年にこれまでに検討してきたアプローチのいずれも採用しないと決断している。ここに、負債と資本の区分問題の行き詰まりをみることができる。

第3章 表示区分に関する国際比較

第1節 新株予約権の表示に関する国際比較

(1) 米国会計基準における規定

米国基準では、新株予約権の発行時に、その対価を払込資本に算入している。これは株主と新株予約権を有する者を同質のものとみる考え方により、株式への払込みと新株予約権への払込みとを区別することなく権利行使前から同質の立場のものであるとしているためである（斎藤静樹，2010，280頁参照）。

米国では、新株予約権について、FASBの財務会計概念基準第6号「財務諸表の構成要素」における負債と資本の定義から、資本であることが導かれている。財務会計概念基準第6号第35パラグラフによれば、負債とは、「過去の取引または過去の事象の結果として、ある特定の実体がほかの実体に対して、将来、資産の譲渡または役務の提供を行わなければならない現在の債務から生じる、発生可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」（平松・広瀬訳，2002，301頁）と定められている。

この定義からは、新株予約権者は会社に対して請求権を有するものの、権利行使された時には、会社は株式を行使条件にしたがって発行するだけであり、何らかの資産を犠牲にするわけではない。株式は資産ではないと考えられるので、新株予約権は負債ではないと考えられたのである。

つまり、財務会計概念基準第6号は負債に該当しないものすべてを資本に含めており、負債と資本は相互排他的な概念として把握されている。新株予約権が負債でないとするれば、資本に含めるほかないのである。

(2) 国際会計基準における規定

IASB概念フレームワーク第49パラグラフ(b)によれば、負債は「過去の事象から発生した特定の企業の現在の債務であり、これを履行するためには経済的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものをいう」と定義される。IASB概念フレームワークは、FASBとほぼ同様の考えを採用しており、最近の動向としては、FASBとIASBは、共通の概念フレームワー

ク構築にむけた共同作業を行っている。

(3) わが国の会計基準における規定

わが国における会計基準は、前述したとおり、平成17(2005)年にASBJが公表した企業会計基準第5号である。この基準により貸借対照表は、資産の部、負債の部および純資産の部に区分され(企業会計基準5号,4項)、純資産の部は、株主資本と株主資本以外の各項目に区分されることとなった。そして、株主資本以外の各項目は、①個別貸借対照表の場合、評価・換算差額等および新株予約権に区分され、②連結貸借対照表の場合、評価・換算差額等、新株予約権および少数株主持分に区分されている(同,7項)。

この基準が設定されるまで、新株予約権を発行時は負債の部に仮勘定として計上し、株式の発行が確定された段階で資本金または資本金および資本準備金への振替を行っていたが、この基準の設定により、新株予約権は純資産の部のその他の項目に表示されることとなった。

前述したように、日本版概念フレームワークにおいて、負債は「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」(第3章財務諸表の構成要素,5項)と定義され、新株予約権は、返済義務のある負債にあてはまらないことから、負債ではないとされた。そして純資産の1つとして表示することとなった。

このように、日本版概念フレームワークは米国基準や国際会計基準とはほぼ同様の内容となっている。ここで、わが国の会計基準と米国基準および国際会計基準との違いは、米国基準や国際会計基準が初めから新株予約権を株主持分⁴としているのに対して、わが国の基準では、新株予約権が初めから株主持分にならないことである⁵。これは権利行使期間に未行使のまま失効してしまう可能性があるためであり、最終的に権利が未行使のまま権利行使期間の後に失効してしまったものは、それまで純資産の一部として表示されていた新株予約権を、戻入益として利益計算に組み入れるためである。

第2節 利益計算の重要性とわが国における純資産概念の導入経緯

わが国がこれまでの貸借対照表の貸方であった負債と資本から、あらたに資本に代わる純資産という概念をもちだしたのには、どのような意味があったのであろうか。これまでの資本とは異なる純資産という概念を導入した理由は、会計基準設定に係る国際的な調和を目指すうえで、財務諸表における表示区分についても国際的な調和を図るべきであるとの考え方があったことは、討議資料の「財務会計の概念フレームワークの公表の経緯」から読み取ることができる(引地夏奈子,2011,152頁参照)。

ここで注目すべき点は、討議資料で定義された純資産の概念が株主資本とは異なることと、会計情報として純利益の有用性を高く評価していることである(ASBJ,2004,20頁)。ASBJ討議資料「財務諸表の構成要素」第20項,第21項には以下の記載がある。

第20項「純利益の概念を排除し、包括利益で代替させようとする動きもみられるが、この討議資料では、包括利益が純利益に代替しうるものとは考えていない。現時点までの実証研究の成果によると、包括利益情報は投資家にとって純利益情報を超えるだけの価値を有しているとはいえないからである。これに対し、純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用されており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されている。それゆえ、純利益に従来どおりの独立した地位を与えることとした。」

第21項「この討議資料においては、純利益と並んで包括利益にも、独立した地位を与えた。今後の研究の進展次第では、包括利益にも純利益を超える有用性が見出される可能性もあるからである。また、純利益に追加して包括利益を開示する形をとるかぎり、特に投資家を誤導するとは考えにくいこともあり、国際的な動向にあわせてこれを構成要素の体系に含めておくこととした。ただし、包括利益を独立の構成要素として位置づけたからといって、その開示を要求することには直結しない。包括利益をどう定義するのかという問題と、それをどう開示するかとは、別の問題である。」

討議資料にもあるとおり、今日において、企業会計における利益概念には包括利益と純利益の2つがある。包括利益とは期首と期末の純資産の差額から導かれるものである。そのため、貸借対照表が取得原価主義で統一的に作成されていれば、包括利益と純利益は一致することとなる。しかし、包括利益には、貸借対照表の一部が時価評価されることにより生じた未実現利益が含まれているので、実際には包括利益と純利益は一致することはない。つまり、純利益にはそのような時価評価から生じた未実現利益が除かれることとなる（宮川昭義，2006，145頁参照）。

結果として、純資産の中に株主資本とその他の要素を設けることで、純利益を生み出す源泉としての正味株主資本を明らかにすることができるのである。

投資家等を中心とする情報利用者にとって、会計情報が開示される目的は、その有用性の有無である。しかし、包括利益ではその有用性が必ずしも十分に満たされていないと判断され、これが、ASBJがFASBやIASBのように包括利益を積極的に取り入れようとししない理由である。

逆に、純利益の有用性を高く評価するのは、企業活動における収益性や効率性といった情報が、正味株主資本を明らかにすることで得られやすくなると判断し、ひいては、それが企業価値評価において不可欠な情報であると考えていたからである（宮川昭義，2006，145頁参照）。

このように日本版概念フレームワークは、資産と負債の定義を最初に示している点で米国の概念フレームワークとほぼ同じであるが、その特徴として注目すべき点は、純利益の定義を明示していることである。米国の概念フレームワークと同様、資産と負債を先に定義し、その差額を純資産とし、その変動額から包括利益を導いている点は、ほぼ同じである。

しかし、日本版概念フレームワークは、純利益を定義するためには、株主資本を定義し、純利益はもっぱら株主資本だけを増減させるものとしている点で、米国とは異なった体系となってい

図表1 日米の構成要素の定義づけ

米 国	日 本
資産・負債 → 資本(持分) → 利益 米国においては、資産と負債の差額である資本(持分)を識別すれば、従属的に利益が導かれると考えているのであろう。	資産・負債 → 純資産 → 包括利益 → 純利益 → 株主資本 純利益を資産や負債の定義から独立に定義し、純利益と株主資本の関係を強調する考え方が提示される。

出典：(山田純平, 2012, 99 頁) をもとに筆者作成

る。また、収益や費用が純利益の内訳要素として定義されている点も、米国とは異なっているといえよう(山田純平, 2012, 99 頁参照)。

第3節 新株予約権戻入益の会計処理の国際的な相違点

米国とわが国における新株予約権戻入益の会計処理についての相違点は、行使されずに失効された新株予約権が資本とされる過程で、利益を経由するか否かということである。

(1) 米国

米国では、新株予約権は株式と同様と考えられるので持分に分類され、権利を行使したとしても、または失効したとしても、資本または利益に影響を及ぼさない。前述のとおり、新株予約権を持分に分類する取扱いは、米国の概念フレームワークにその会計処理の根拠となる考え方が書かれている。米国の概念フレームワークでは、負債を将来の経済的便益の犠牲が生じるものと定義したうえで、持分については負債を控除した後の残余請求権であるとしている。

(2) わが国

わが国では、新株予約権が権利行使された場合には払込資本へと振替処理がなされ、行使されずに失効した場合には戻入益として利益に計上される。つまり行使または失効されるかによってその処理が異なり、資本または利益に影響を及ぼすこととなる。

米国とわが国との相違は、行使されずに失効された新株予約権が資本とされる過程で、利益を経由するかしないかということである。

第4節 新株予約権の表示についての問題点

わが国における新株予約権の表示について、新株予約権それ自身が明示的であれば、負債または資本のどちらに区分されても大きな問題ではないとの意見(名越洋子, 2003, 35 頁)や、かつて負債の仮勘定とされた新株引受権が、今度は資本の仮勘定として表示区分の変更がなされたとの意見(野口晃弘, 2006, 63 頁)がある。これらについて、その問題点は次のとおりである。

(1) 損益計算の観点からの問題点

前述したとおり、わが国の会計基準と米国基準および国際会計基準との会計処理の相違点を比較すると、わが国の会計基準が純利益の有用性を高く評価している考え方が、新株予約権に関する会計処理に取り入れられていることがわかる。

損益計算の観点からみた新株予約権の表示について、野口晃弘教授は、「損益計算の観点からすれば、これは新株予約権を従来通り負債と扱っているのと同じである」（野口晃弘，2006，63頁）と述べている。つまり、新株予約権は、負債の部の仮勘定から純資産の部へとその表示場所を変更したが、その取扱いは従来のものであるということである。

同教授は、「わが国では、討議資料『財務会計の概念フレームワーク』を背景とした純資産会計基準の公表により、従来、負債の部に表示されてきた新株予約権は、純資産の部において株主資本とは異なる区分に表示されることとなった。しかし、損益計算の側面では、従来考え方が踏襲されており、貸借対照表における表示方法とねじれ現象を起こしている。」（野口晃弘，2006，66頁）と述べている。

(2) 法的形式からの新株予約権の問題点

ストック・オプション会計基準において、純資産の一部として表示区分された新株予約権は、従業員等へ提供された段階で、いまだ既存の株主との直接的な取引とみなされていない。つまり、FASB や IASB が展開するような、新株予約権保有者が潜在的な株主であることから、既存の株主と概念的には同じであるという考え方は、わが国の法的形式には受け入れられないのである。その意味で、わが国の貸借対照表の表示区分における純資産の区分は、法的形式に基づく株主資本とは一致していない。新基準において、純資産の一部として計上された新株予約権が、失効によって企業利益として戻入処理されることの根拠は、従業員等への新株予約権を提供した時点では、法的形式によっても資本取引として成立していないことに配慮しているとも考えられる（宮川昭義，2006，146頁参照）。

こうした法的形式の観点からストック・オプション基準を見直すと、従来の貸借対照表区分に従えば、「かつて負債の仮勘定とされた ESO（新株予約権）が、新株予約権制度へ変更された際、今度は資本の仮勘定として ESO（新株予約権）として表示区分の変更がなされたと解釈することも可能である。」（宮川昭義，2006，146頁）との意見もある。

結論

わが国の企業会計原則は、貸借対照表の貸方を負債の部と純資産の部に区別することを要請しているが、どのアプローチによって負債と資本を区別するのかについては明らかに示されていない。わが国の新株予約権は、かつて法的な形式に制約されていたこともあり、負債の部の仮勘定として表示されてきた。負債の部に表示された背景には、資本確定アプローチの考え方が存在し

ていた。そして、国際的な会計基準のコンバージェンスの名の下に、米国基準や国際会計基準との整合性を図るために、現在ではその表示が大きく変化している。

平成17(2005)年に企業会計基準第5号が公表され、この会計基準により貸借対照表の貸方は資本の部から純資産の部へと変更された。これに伴い、新株予約権の表示は負債の部の仮勘定から純資産の部の株主資本以外の項目へ変わった。その背景には負債確定アプローチおよび資産負債アプローチの考え方が存在している。この変化を、資本確定アプローチから負債確定アプローチへの変化とみることができるが、わが国の会計基準は、純資産の部に株主資本と株主資本以外の項目を設けている。

ここで、純資産の部の株主資本以外の各項目を第三区分とみて、その実質は第三区分アプローチとみることはできないであろうか。第三区分アプローチのうち混合アプローチは、「基本的には負債確定アプローチを採用しながら負債確定アプローチでは限られた項目の経済的実質を把握できないことから、それらの項目の区分に関してのみ資本確定アプローチを採用するというもの」(徳賀芳弘, 2003, 20頁)であるが、わが国の負債と資本の区分アプローチは、基本的には負債確定アプローチを採用しながら、資本と利益の視点から資本取引である株主資本を明確化して部分的に資本確定アプローチをとるという、この混合アプローチを採用していると思われる。

新株予約権を、純資産の部の株主資本以外の各項目に表示することで、新株予約権を公正価値で評価することを回避し、これにより資本と利益の関係を維持することができている。これは、わが国が純利益の有用性を高く評価していることに由来するものであった。

国際的に負債と資本の区分プロジェクトが行き詰まるなかで、資産総額を負債か持分のどちらかに分ける素朴な二分法を所与とするだけでなく、第三区分アプローチは検討する価値はあると思われる。企業の多様な資金調達ニーズに応えるため、負債と資本の特徴をあわせもつ様々な金融商品が開発・発行されるなかで、その受け皿となるべき区分の存在が問題解決の糸口となりうるかもしれない。

確かに、第三区分アプローチは、利益計算の複雑化および第三区分の線引きの難しさといった問題を抱えている。しかし、負債とも資本ともいえない金融商品を、負債または資本のいずれかに半ば強制的に区分することは、かえって利益計算を複雑にするのではないだろうか。

この点について、斎藤静樹教授は、負債とも資本とも決めにくい金融商品を負債または資本といういずれか一方に、分類し続けるのは、「負債か持分かの区分を超えて資本と利益の区分に影響が及んでも、なお堅持されねばならない原則なのか疑問である」(斎藤静樹, 2006, 25頁)と述べている。要するに、会計が守るべきは資本と利益の関係であり、現在の会計で多く取り入れられている負債確定アプローチおよび資産負債アプローチでは、資産と負債を重視するあまり、資本と利益そのものが曖昧となっている。

これからの会計が目指すべきものとして、資産と負債を重視するのか、それとも資本と利益を重視するのか、その選択をせまられているのではなかろうか。

そこで、貸借対照表の貸方項目に第三区分を設定することで、負債とも資本ともいえない金融商品を第三区分に収容することにより、その結果、資本が明瞭となり、資本とは出資者である株主の取分（持分）であると、より積極的に説明することができるのではなからうか。

FASB の予備的見解で公表された基本的所有アプローチは、資本の範囲を狭めすぎたことで批判を受けたが、このようなアプローチが公表された背景には、株主持分をより積極的な会計情報として載せてほしいという要望があると思われる。

わが国の会計基準は純利益の有用性を高く評価しているがゆえに、純資産の部に株主資本と株主以外のその他の項目をもうけ、株主資本をより強調したものになっている。現在、負債と資本の区分について FASB と IASB の共同のプロジェクトが行われているが、将来、その影響をわが国の会計基準も受けることになるだろう。その時には、わが国は資本と利益の関係および純利益の有用性を重視する立場を堅持してほしいと願う。

討議資料においては、実証研究の結果、包括利益情報は投資家にとって純利益情報を超えるだけの価値を有しているとはいえないと述べられている。また、純利益の情報は長期にわたって投資家に広く利用されており、その有用性を支持する経験的な証拠も確認されているとも述べられている。つまり、純利益は健全な社会通念として広く社会に受け入れられているものとも一致しており、投資家が投資の決定をする際の指標としても、今までもそしてこれからも、活用されることは明らかなのである。

会計基準のコンバージェンスの名の下に、多くの国々において長年受け入れられてきた合意性の高い会計観を捨て、社会的合意を得られない会計基準や会計制度を作るのではなく、これまで社会を支えてきた会計観を再確認すべきである。その意味で、『『企業会計原則のスピリッツ』に戻る』ことが必要であろう（田中 弘，2013c，第 2，3 章参照）。

本稿では、新株予約権の貸借対照表表示の考察から、わが国の負債と資本の区分アプローチは、第三区分アプローチのうち混合アプローチを採用していることが明らかとなった。そして、混合アプローチが採用される理由としては「日本基準が、オプションを純資産のなかで株主持分から除いたのは、なによりも資本と利益の区分という、企業会計の基本原則との関係を重視しているから」（斎藤静樹，2010，300 頁）ということが明らかとなっている。この日本基準の第三区分の考え方は、行き詰まりをみせる負債と資本の区分プロジェクトを考えるうえで、その問題解決の糸口となりうるのではないかと思われる。

註

- 1 原則として払込金額の全額を資本金とするが、例外として払込金額の 2 分の 1 の額を資本金の最低限度額とし、残余部分を資本準備金とすることができる。
- 2 この基準により、新株予約権のほかに非支配株主持分も純資産の部に区分して記載することになった。非支配株主持分は、子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分であり、返済義務のある負債でもな

- く、また、連結財務諸表における親会社株主に帰属するものでもないで、これまで、負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示することとされていた。しかし、独立した中間区分を設けず、純資産の部に記載することとなった。
- 3 所有・決済アプローチ、期待結果再評価アプローチ、アプローチ4など。
 - 4 斎藤静樹教授によれば、新株予約権という条件付きの潜在株式を、無条件に株式と同一視していることは、そもそも株主持分となるための必要条件が無視されており、それは株主持分が資産と負債の差額であると定義した概念フレームワークによるものだという。株主資本となりうる権利行使という必要条件を無視して株主持分とした以上、その条件が不成立したとしても持分であることには変わりなく、失効したからといって利益に戻し入れる必要もないという趣旨であろうと述べている (斎藤静樹, 2010, 281頁)。
 - 5 斎藤静樹教授によれば、わが国は、権利行使の条件が充足して初めて株主資本の要素に変わる。これは、なにより会社法が拠出資本を払い込まれた額で決めているからであろうと述べている (斎藤静樹, 2010, 281頁)。

参考文献

- 青木 隆 (2011) 「欧州における負債・持分の区分の動向」『中央学院大学商経論叢』25巻2号 (2011年3月)
- 秋坂朝則 (2009) 「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」『金融研究』第28巻第1号 (2009年3月)
- 池田幸典 (2007) 「ASBJ『純資産の部』の特徴—企業会計基準第5号に関する検討—」『高崎経済大学論集』第49巻第3・4合併号 (2007年)
- 池田幸典 (2008) 「資本取引概念と資本取引・損益取引の区分」『会計』(2008年3月)
- 池田幸典 (2010) 「負債および持分の概念規定のあり方をめぐる検討」『会計』(2010年6月)
- 池村恵一 (2006) 「ストック・オプション会計の国際的課題—ストック・オプションの区分問題を中心に—」『会計』(2006年7月)
- 大杉謙一 (2009) 「負債・資本の新区分と会社法」『金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ』(2009年4月)
- 川村義則 (2004a) 「負債と資本の区分表示と資本利益計算」『企業と法創造』第1巻第3号 (2004年11月)
- 川村義則 (2004b) 「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』第23巻第2号 (2004年6月)
- 川村義則 (2010) 「企業会計上の資本概念の再考」『金融研究』第29巻第3号 (2010年7月)
- 企業会計基準委員会 (2004) 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」(2004年7月)
- 斎藤静樹 (2006) 「株式購入オプションの会計基準とその争点」『会計』(2006年7月)
- 斎藤静樹 (2010) 『会計基準の研究』(増補版) 中央経済社
- 徳賀芳弘 (2003) 「負債と資本の区分」『企業会計』(2003年7月)
- 徳賀芳弘 (2005) 「ディスカッション(3) 討議資料の特徴と論点 国内外へメッセージ」斎藤静樹編著『詳解「討議資料財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社 (2005年) 第3章所収
- 田中 弘 (2013a) 『新財務諸表論 第4版』税務経理協会
- 田中 弘 (2013b) 『会計学はどこまで道を間違えたのか』税務経理協会
- 田中 弘 (2013c) 『『企業会計原則のスピリット』に戻る』『税経通信』(2013年5月)
- 名越洋子 (2003) 「新株予約権付社債の区分処理とストック・オプション」『企業会計』(2003年7月)
- 野口晃弘 (1999) 『条件付持分証券の会計』新生社
- 野口晃弘 (2006) 「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』(2006年9月)
- 野口晃弘 (2010) 「資本概念に関する国際的な動向—二元的な資本計算の可能性—」『企業会計』(2010年1月)
- 野口晃弘 (2011) 「新株予約権の会計」『企業会計と法制度』体系現代会計学第5巻 中央経済社
- 野口晃弘 (2012) 「新株予約権の会計」『企業会計』(2012年11月)

- 引地夏奈子 (2011) 『ストック・オプションの会計問題』 中央経済社
- 平松一夫・広瀬義州訳 (2002) 『FASB 財務会計の諸概念』 中央経済社
- 松本ゆかり (2012) 「負債・持分区分問題の混乱原因の検討—3つの視点からみた問題—」 『企業会計』 (2012年10月)
- 松原沙織 (2010) 「新株予約権に関する検討」 『横浜国際社会科学研究所』 第15巻第4号 (2010年12月)
- 宮川昭義 (2006) 「ストック・オプション会計にかかる新株予約権の純資産表示区分に関する検討」 『経済と経営』 (2006年11月)
- 山田純平 (2007) 「報告エンティティの位置づけと利益計算—自社株式を対象とした売建プット・オプションを題材として」 『会計』 (2007年3月)
- 山田純平 (2012) 『資本金の基礎概念』 中央経済社
- 弥永真生 (2005) 「商法から見た『ストック・オプション等に関する会計基準(案)』」 『企業会計』 (2005年5月)